

○農林水産省告示第千九百九十一号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第一部を次のように改正し、同法第三条  
平成三十年九月五日

沿岸域の生態系について底生生物の群集構造や気候変動が及ぼす影響等の基礎的情報に関する調査研究を進めます。また、海域の直接浄化や干潟等の造成手法の確立、酸処理剤由来の有機酸等のモニタリング等の調査研究を進める。

(ij) 産量と水産資源との関係に関する調査研究を進める。また、必要に応じて、下水処理水質の能動的管理に関する調査研究を行う。

その他海域の環境に関する調査研究

(又) 研究 その他海域の環境に関する調査

		一 三	（略）
		改	
四 (1) 有機質肥料	(動植物質のものに限る。)		正
(2) 登録の有効期間が三年であるもの	（略）		後

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年一月部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

農林水產大臣  
齋藤 健

	一三	四 有機質肥料（動植物質のものに限る。）	改
(2) (1)	(略)	登録の有效期間が三年であるもの	正 前

一 日 農 林 水 產 省 告 示 第 二 百 八 十 四 號  
（肥 料 取 締 法 に 基 づ き 普 通 肥 料 の 公 定 規 格 を 定 め る 等 の 件）の 一

(文) その他水産資源に関する調査研究

漁場環境監視体制の確立を進めるとともに、主要魚種等について科学的知見の基礎となる調査を行う。また、安定的に高品質なノリを生産するための品種改良技術等を開発する。

その他の水産資源に関する調査

## 究<sup>(又)</sup> その他水産資源に関する調査研